

資産課税 相続税の計算上加算する生前贈与の期間延長

1. 改正の概要

(1) 改正のポイント

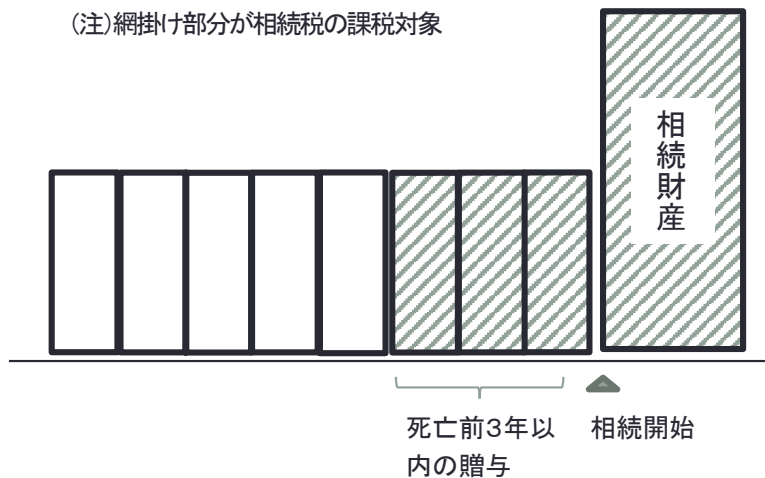
資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、**相続財産に加算する生前贈与の期間を3年から7年に延長**する。

(2) 改正の内容

- ①相続開始前に暦年課税贈与があった場合の相続財産に加算する生前贈与の期間を、**3年から7年に延長**する。
- ②**延長した4年間**(相続開始前3年超7年以内)に**受けた贈与**については、**合計100万円まで相続財産に加算しない**。

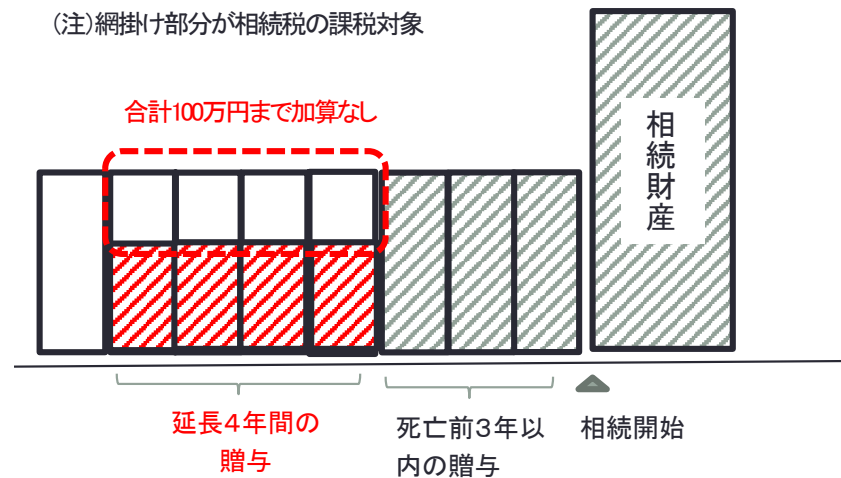
<改正前>

(注)網掛け部分が相続税の課税対象



<改正後>

(注)網掛け部分が相続税の課税対象



2. 適用時期

上記1.(2)の改正は、2024年(令和6年)1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

3. 実務上の留意点

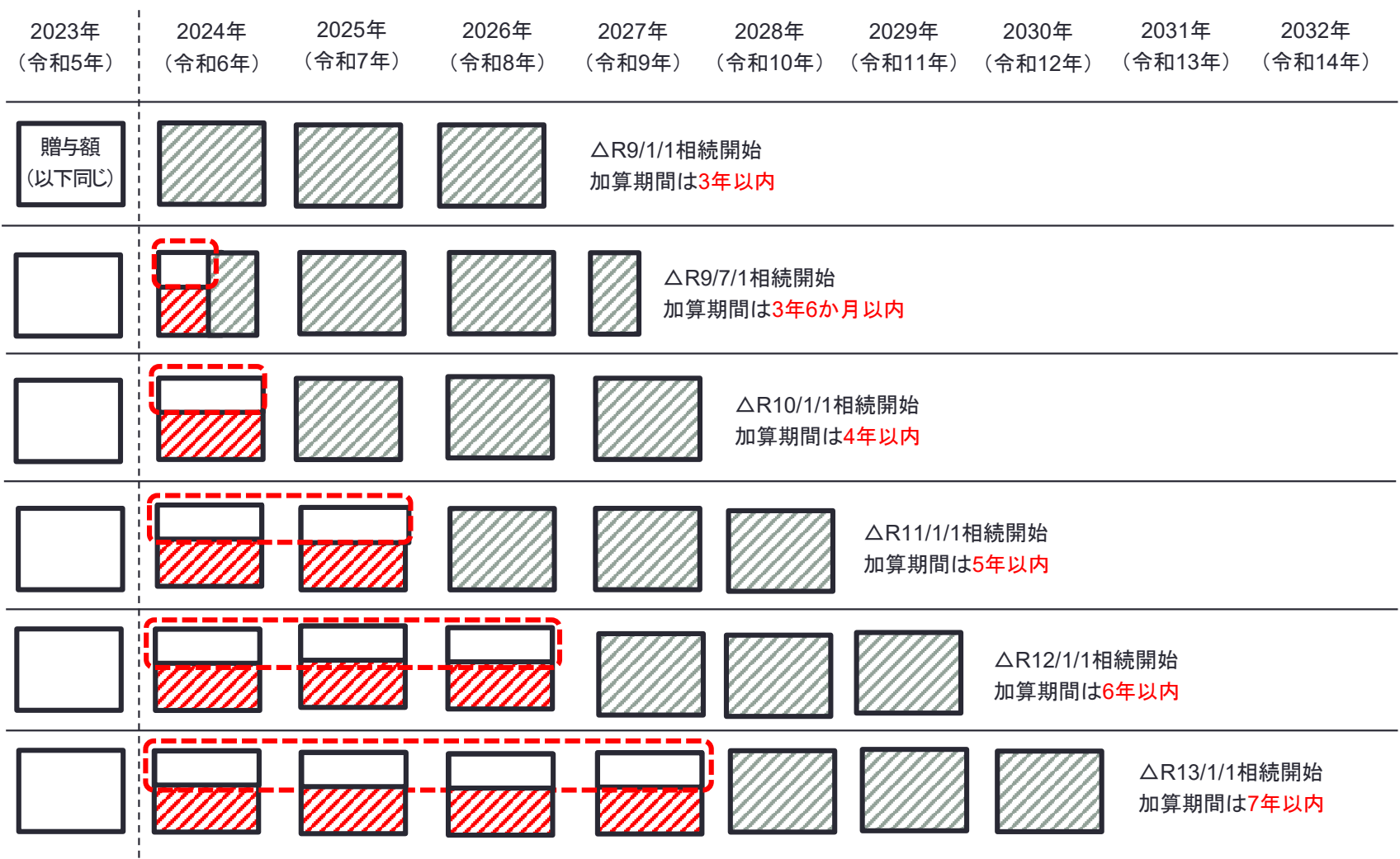
①相続開始日が2027年(令和9年)1月以後、加算期間は順次延長され、加算期間が7年となるのは2031年(令和13年)1月以後となる。

2026年(令和8年)12月以前に相続開始の場合には加算期間は3年であり、改正の影響を受けない。

②加算期間の延長により、これまで以上に早期の資産の移転、及び贈与を受けた記録の管理が重要となる。

相続開始日	加算期間	改正の影響
2026年(令和8年)12月31日まで	3年	なし
2027年(令和9年)1月1日から 2030年(令和12年)12月31日まで	3年超～7年未満 2024年(令和6年)1月1日以後相続開始日までの贈与	あり 段階的に延長
2031年(令和13年)1月1日から	7年	あり

加算期間のイメージ



<凡例>

- 改正前の相続財産の加算対象
- 改正により追加となる加算対象
- 追加加算対象から除かれる合計100万円までの部分